

馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会 規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、全国的な水災害の頻発化・激甚化の傾向や、県内における浸水被害の発生状況を踏まえて、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 本協議会は、別表1に記載する河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 2 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会の下に個別課題検討のため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 部会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 部会の運営、振興及び招集は事務局が行う。
 - 4 部会は、減災対策等の個別課題を検討し、結果については協議会へ報告するものとする。
 - 5 事務局は、部会と調整のうえ、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（部会の目標達成に必要な機関及び事業者等）の参加を求めることができる。

（会議の公開）

- 第8条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
 - 3 部会における取組及び検討内容は、構成員の了承を得たうえで公開することができる。

（協議会資料等の公表）

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができます。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第10条 協議会、幹事会及び部会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

（雑則）

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成29年5月31日から施行する。

平成30年6月1日改定
令和2年5月29日改定
令和3年5月27日改定
令和4年9月7日改定
令和4年9月7日改定
令和5年2月13日改定
令和5年6月9日改定

(別表 1)

No	水系名	河川名	管轄
1	米代川	米代川	八幡平市
2	米代川	兄川	八幡平市
3	米代川	瀬の沢川	八幡平市
4	米代川	矢神川	八幡平市
5	米代川	大又沢川	八幡平市
6	米代川	根石川	八幡平市
7	馬淵川	馬淵川	二戸市/一戸町/葛巻町
8	馬淵川	金田一川	二戸市
9	馬淵川	仁左平川	二戸市
10	馬淵川	十文字川	二戸市
11	馬淵川	白鳥川	二戸市
12	馬淵川	安比川	二戸市/八幡平市
13	馬淵川	岡本川	二戸市
14	馬淵川	鍋越川	八幡平市
15	馬淵川	白沢川	八幡平市
16	馬淵川	打田内川	八幡平市
17	馬淵川	黒沢川	八幡平市
18	馬淵川	二ツ石川	一戸町
19	馬淵川	小井田川	一戸町
20	馬淵川	女鹿川	一戸町
21	馬淵川	平糠川	一戸町
22	馬淵川	小繫川	一戸町
23	馬淵川	宇別川	一戸町/葛巻町
24	馬淵川	山形川	葛巻町
25	馬淵川	元町川	葛巻町
26	新井田川	瀬月内川	久慈市/軽米町/九戸村
27	新井田川	雪谷川	軽米町/九戸村
28	新井田川	坊里沢川	軽米町
29	新井田川	小玉川	軽米町

馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会

(構成員) 二戸市長
八幡平市長
葛巻町長
軽米町長
九戸村長
一戸町長
気象庁 盛岡地方気象台長
岩手県 復興防災部長
岩手県 県土整備部長
岩手県 県北広域振興局土木部 二戸土木センター所長
岩手県 盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター所長

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

馬淵川・米代川・新井田川圏域大規模氾濫減災協議会 幹事会

(構成員) 二戸市 総務部 防災安全課長
建設整備部 建設課長
八幡平市 防災安全課長
葛巻町 総務課長
軽米町 総務課総括課長
九戸村 総務課長
一戸町 総務課長
気象庁 盛岡地方気象台 防災管理官
岩手県 復興防災部 防災課 防災危機管理担当課長
岩手県 県土整備部 河川課 流域治水課長
岩手県 県北広域振興局土木部 二戸土木センター 道路河川環境課長
岩手県 盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター 特命課長（治水対策）

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会
岩手地域メディア連携部会

- (構成員) 日本放送協会盛岡放送局【NHK】(TV・ラジオ)
 (株)IBC岩手放送【IBC】(TV・ラジオ)
 (株)テレビ岩手【TVI】
 (株)岩手めんこいテレビ【MIT】
 (株)岩手朝日テレビ【IAT】
 ※(株)一関ケーブルネットワーク
 ※岩手ケーブルテレビジョン(株)
 ※(株)えさしわいわいネット
 ※北上ケーブルテレビ(株)(ケーブルTV・きたかみE&Beエフエム)
 ※三陸ブロードネット(株)
 ※(株)遠野テレビ
 ※ニューデジタルケーブル(株)【花巻ケーブルテレビ】
 ※水沢テレビ(株)
 ※住田テレビ(住田町営)
 ※川井テレビ(宮古市営)
 かるまいテレビ(軽米町営)
 くずまきテレビ(葛巻町営)
 (株)エフエム岩手
 ※(株)ラヂオ・もりおか【ラヂオもりおか】
 ※奥州エフエム放送(株)【奥州エフエム】
 ※えふえむ花巻(株)【FM One】
 ※宮古エフエム放送(株)【みやこハーバーラジオ】
 NPOカシオペア市民情報ネットワーク【カシオペアFM】
 ※一関コミュニティFM(株)【FM ASMO】
 NPO防災・市民メディア推進協議会【FMねまらいん】
 岩手日報社
 ※岩手日日新聞社
 ※胆江日日新聞社
 ※東海新報
 ※盛岡タイムス社
 ※盛岡市総務部危機管理防災課
 ※花巻市総合政策部防災危機管理課
 ※遠野市総務企画部防災危機管理課
 ※北上市消防防災部消防防災課
 ※一関市消防本部防災課
 ※奥州市市民環境部危機管理課
 二戸市総務部防災安全課
 ※宮古市危機管理課
 ※釜石市防災危機管理課
 ※大船渡市総務部防災管理室
 気象庁盛岡地方気象台
 岩手県復興防災部防災課
 岩手県県土整備部河川課
 岩手県県土整備部砂防災害課
 ※国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
 ※国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所
- (事務局) 岩手県県土整備部河川課
 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第一課

※印は、馬淵川米代川新井田川圏域以外の機関。
 メディア連携部会は県単位での連携を図りたいことから構成員は県内全域を対象とする。

馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会

ダム情報提供部会

(構成員) 岩手県 農林水産部 農村建設課 ※設置者

[荒沢1号、荒沢2号、荒沢3号、根石、雪谷川、瀬月内]

農林水産省 東北農政局 北上土地調査管理事務所 ※設置者 [大志田]

岩手県 県土整備部 河川課

二戸市 総務部 防災安全課

八幡平市 防災安全課

軽米町 総務課

九戸村 総務企画課

一戸町 総務課

岩手県 復興防災部 防災課

気象庁 盛岡地方気象台

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

※[]内はダム名

馬淵川米代川新井田川圏域大規模氾濫減災協議会 要配慮者等避難推進部会（仮）

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。